

専有部リフォームの申請について

専有部のリフォームにあたっては、管理規約により、あらかじめ「専有部分修繕等工事申請書」及び関連書類等を提出の上、管理組合理事長による承認が必要となります。内容をご確認いただき必要箇所に記入・ご捺印のうえ、当社までFAXください。

当社FAX：06-6696-2691

また、「工程表」、「工事案内」等ございましたら、併せてご送信願います。

申請書原本はマンション「管理ポスト」にご投函ください（後日、回収します）。

工事内容等について不備・指摘等があった場合のみ、FAX受信後3営業日以内に当社より連絡を差し上げます（連絡がない場合は、そのまま着工ください）。

専有部のリフォーム工事実施にあたり、騒音・振動等のトラブル未然回避のため、作業時間は平日（月曜日～金曜日）の午前9時から午後6時までの作業をお願いしています。原則として、土曜日・日曜日・祝日、及び上記時間外の作業はご遠慮ください。

その他、不明な点等ございましたら、サンケイサービス(株)までご連絡ください。

 **サンケイサービス株式会社**

〒558-0004 大阪市住吉区長居東4-21-6

TEL/06-6607-1291 FAX/06-6696-2691

E-Mail/info@sankei-service.net

営業時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

専有部分修繕等工事申請書

令和_____年_____月_____日

管理組合理事長 殿

号室

区分所有者 _____ (印)

この度、下記のとおり専有部分の修繕等の工事実施を検討しておりますので、管理規約に基づき申請致します。

私は、上記専有部分の修繕等を行うにあたり、建築基準法及び関連法規を遵守し、建物及び施設の機能低下を来さないことを誓約致します。万一、違反した場合または建物及び施設の機能低下が生じた場合には、管理組合の決定に従うものとし、現況復帰等を自費にて致します。なお、当該修繕等により問題が発生した場合には、当事者間で解決するものとし、管理組合に一切の迷惑をかけません。

工事内容	
工事期間	令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()
施工業者	住 所 :
	名 称 :
	電 話 : (担当)

専有部分の工事にあたってのお願い

工事実施にあたっては、事前に周辺住戸への案内及び掲示板への貼紙の掲示による周知、並びに資材等の運搬時のエントランス扉・エレベーター・廊下等の養生をお願いします。

フローリングの張替については、生活音等によるトラブルの未然回避のため、L45 等級以上の遮音性能をもつた共同住宅に適したものをお選びいただくようお願いしています。また、浴室の追炊き機能の追加等、躯体部分の加工を伴う工事は全て禁止です。

なお、IH機器等の電気使用量の著しく大きい機器への取替等にあたっては、マンション全体の電気容量に限りがあるため、該当住戸のみならず、他住戸等マンション全体の電気容量に配慮した工事をお願いしていること、また、シェアハウス等の用途に供する目的での間仕切り壁の設置等による部屋の細分化は、将来のトラブル回避のためご遠慮いただいておりますので、ご注意ください。